

奄美群島編年史料集稿 寛永年間編

石 上 英 一

筆者は、これまでに、「奄美群島編年史料集稿」一〜八（『南日本文化』二二・二三・二四・二六・二七・二八・三〇・三一号、鹿児島短期大学付属南日本文化研究所、一九九〇年三月・九一年七月・九二年三月・九三年八月・九四年八月・九五年八月・九七年八月・九八年八月）において、一七七七年から一六二四年（寛永元年）までの時期について、奄美諸島史料、琉球史料、朝鮮史料、日本史料、島津史料などにより奄美群島（奄美諸島）の編年史料の稿本を発表してきた。筆者は、一九八八年から一九九九年まで南日本文化研究所の奄美諸島学術調査団に協力団員として参加した。その間、一九九四〜九七年度には重点領域研究「沖縄の歴史情報研究」（研究代表者、筑波大学教授・岩崎宏之）に参加して、島津家文書の情報資源化研究、奄美史料研究に携わる機会を得た。

「奄美群島編年史料集稿」一〜八は、奄美諸島が琉球国の統治領域となる一三〜一五世紀から、島津氏に征服され新しい統治体制に移行する一六〇九年（万曆三十七年、日本・慶長十四年）〜一六二三年（元和九年）までの時期をまとめたものである。奄美諸島の博物館・図書館等、鹿児島県立図書館、沖縄県公文書館・沖縄県立図書館・那覇市歴史資料室等での調査・史料収集により徐々に編纂したため、編年史料集稿一〜八は、時代を行きつ戻りつして記されている。

また、一九九九〜二〇〇〇年度、二〇〇三〜〇四年度には、職務上、鹿児島県歴史資料センター黎明館の編纂顧問を務め、奄美諸島史料や奄美諸島に関する島津史料についての知見を深め講演の一部を論文として発表する機会があった。さらに、特別推進研究（COE）「前近代日本史料の構造と情報資源化の研究」（二〇〇〇〜〇四年度）、基盤研究A「日本前近代史料の国際的利用環境構築の研究」（二〇〇五〜〇八年度）、史料編纂所附属画像史料解析センターのプロジェクト「南島画像史料の研究」（二〇〇五年度）により、史料の収集・整理を行う機会を得た。

一方、二〇〇二〜〇四年度には、鹿児島県歴史資料センター黎明館が、鹿児島県の緊急地域雇用創出特別基金事業により、奄美郷土研究会に委託し、事務局を名瀬市奄美博物館に置いて、「奄美群島歴史資料調査事業」を実施し、既知史料、新発見史料など数千点の所在確認を行った。

これらの研究機会において、A「奄美群島編年史料集稿」の整理と発展、B奄美諸島編年史料の対象期間の延長、C編年史料に基づいた奄美諸島史の研究、D「南島雑話」を中心とした南島画像史料に関する史料収集と分析を進めることを試みている。Aに関して、次のような研究を行った。「奄美諸島編年史料綱文稿」1（特別推進研究（COE）研究成果報告書『前近代日本史料の構造と情報資源化の研究』、二〇〇五年三月）においては、綱文を編年順に整理して出典史料一覧を掲げ理解を

容易にすることを試みた。「古奄美諸島社会史料研究の予備的考察」(『日本古代の国家と村落』、塙書房、一九九九年)では、琉球国統治時代研究の基本史料の一つとなる奄美諸島の辞令書・系図についての整理を行った。「奄美諸島における慶長十八年知行目録」(『黎明館調査研究報告』一八、二〇〇五年三月)においては、島津氏による間切役人の再編成の史料である慶長十八年知行目録の集成を行った。「元和九年大嶋置目の諸本の再検討」(『黎明館調査研究報告』一九、二〇〇六年三月)においては、島津氏の奄美諸島統治政策の転換点となる大嶋置目の諸本の集成と本文の確定を行った。Cに関しては、「古奄美社会研究の視角」(『国文学 解釈と教材の研究』四四巻一、一九九九年一月)・「琉球の奄美諸島統治の諸段階」(『歴史評論』六〇三号、二〇〇〇年六月)において琉球国統治時代について概観し、「古奄美諸島社会の一七世紀における近世的編成の前提―慶長十四〜十六年の奄美諸島支配―」(『日本律令制の展開』、吉川弘文館、二〇〇三年)により慶長十四〜十六年の島津氏による奄美諸島の制圧と領地化の過程を検討した。Dについては、「南島雑話とその周辺」(『画像史料解析センター通信』二九〜三五号、二〇〇五年四月〜二〇〇六年一月)・「継続中」において、一九世紀前・中葉の奄美大島を記録した『南島雑話』を軸に奄美諸島・琉球の画像史料の渉猟の過程を記している。そして、Bについては、この度の本稿において、元和九年大嶋置目施行の後、寛永年間の編年史料稿を提示するところである。正保〜宝永期については続稿としたい。

奄美諸島編年史は、琉球国統治時代においては琉球国史の一部でもあり、一六世紀末より一六〇九年の島津氏の侵攻・征服の時期においては琉球国史と島津氏の歴史の一部でもあり、一六〇九年以降は島津氏・薩摩藩(または鹿児島藩)の歴史の一部また薩琉関係史の一部でもある。しかしながら、琉球史・薩藩史については、それらの専門の史書・年表

や史料集を随時参照することを前提として、奄美諸島編年史料においては、奄美諸島に関わる地名・人名・事柄が直接に記される史料のみを利用することとしている。一六二三年までの既発表分については、補遺として補うべき史料群(日本国図、琉球国図、世界図、航海記)、補訂すべき史料(知行目録や大嶋置目の諸本、琉球国史書や朝鮮王朝実録の記事)もあるが、それらの紹介は別の機会に行うことにしたい。また、一八世紀以降は、砂糖黍生産が大島・喜界島・徳之島等において推進されることもあつて各島毎に史料が増加するために、奄美諸島編年史料として一つにまとめて記述できるかどうかの検討を要する。さらに、そもそも、専門外の一研究者により、膨大な史料を収集し編纂できるのかという問題も生じる。そこで、当面、一八世紀初、宝永年間の新統治体制への移行の時期までを編年史料の対象とする。本稿は、学界や地域史研究における奄美諸島史研究環境の充実に多少なりとも貢献することを期し、かつ筆者の奄美諸島史研究の便宜とするためのものであり、史料編纂所が編纂する『大日本史料』等とは、その体例を参照するものの、関係するものではない。なお、奄美諸島の諸家系図には慶長・元和・寛永期の補任・生歿記事、特に喜界島の勘樽金一流系図には寛永期の大役停廢の記事が見られるが、それらは今後、関連の記事の中に収めることとして、今回は収録しなかった。

本稿で記した寛永元年(元和十年、一六二四年)。ただし、元和七年からの大島検地の史料は、「奄美群島編年史料集稿」六に掲出したので本稿では掲出しない)から、寛永二十年(一六四三年。寛永二十一年十二月十六日、正保改元)の時期には、元和九年大嶋置目に基づく島津氏による支配体制の整備が進められた。また、島津氏は、琉球国中山王尚豊の王位承継による冊封のための明使を一六三三年(崇禎六年、寛永十年)に琉球に迎え、琉球の明への朝貢貿易を拡充することを企てていた。こ

の間の琉球と明の関係については、『歴代宝案』や琉球史書、島津家文書により多くの研究がある（豊見山和行『琉球王国の外交と王権』、吉川弘文館、二〇〇四年、参照）。また、松下志朗『近世奄美の支配と社会』（第一書房、一九八三年）は、元和～寛永期の、島津氏の琉球・明との関係、対外貿易における奄美諸島の位置付け、近世的支配の展開を詳述している。

【凡例】

- 1 編年史料は、網文、史料名、史料文、按文より構成される。
- 2 網文は、前稿では口語体としたが、本稿では文語体とする。
- 3 史料は、原本や写本を見ることができないもの、史料編纂所に複本が収集されていないものが、少なくない。それらについては、複写版、史料集を適宜使用する。
- 4 島津家が命じ実施する事柄については、島津家久等の当主名、あるいは島津家の統治機構の役所名（例えば国遣座）や職名を主語とすべきであるが、わかりやすくするために、また命令の主体の識別が容易ではないために、薩摩藩を主語とする場合がある。
- 5 傍書の説明注は（ ）で囲い、校訂注は〔 〕で囲う。
- 6 『舊記雜録』後編に収める、『統編島津氏世録正統系図』より転写した史料は、掲載しない。
- 7 漢字の字体は、史料に従い混用した。「本ノママ」「欠」と注記される文字については、便宜読み取った場合がある。

【史料・史料集一覧】

『奄美大島諸家系譜集』 国書刊行会、一九八〇年
有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覚・有馬家系圖 鹿児島県、個人所蔵（奄美博物館所蔵複写版）

有馬丹後純定大嶋御奉公相勤之覚（個人所蔵複写版の奄美博物館所蔵複写版による）

有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覚とは別本

「大島要文集」、本田親孚撰 東京大学史料編纂所所蔵島津家本（『島津家文書マイクロフィルム集成』による）

「大島要文集」『奄美史料』一 鹿児島県立図書館奄美分館、一九七一年
「大島私考」、本田親孚撰 東京大学史料編纂所所蔵島津家本（『島津家文書マイクロフィルム集成』による）

「大島私考」『奄美史料』二 鹿児島県立図書館奄美分館、一九七二年
「勝連系図抄」 喜界町勝山家本、折田馨「喜界島諸系図についての若手の考察」（一）鹿児島県立奄美高等学校研究紀要『あまみ』三号、二〇〇六年三月

『舊記雜録』後編、伊地知季安・季通撰 東京大学史料編纂所所蔵島津家本（『島津家文書マイクロフィルム集成』による）

『舊記雜録』後編 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島史料』旧記雜録後編4・5、鹿児島県、一九八三・一九八四年

「薩隈日田賦雜徴」、伊地知季通撰 『近世地方経済史料』第一卷、近世地方経済史料刊行会、一九三二年

『續編島津氏世録正統系圖』 東京大学史料編纂所所蔵島津家文書（『島津家文書マイクロフィルム集成』による）

「租税問答」、汾陽光遠撰 『近世地方経済史料』第二卷、一九三二年
『道之島代官記集成』 『福岡大学研究所資料叢書』第一冊、福岡大学研究所、一九六九年（松下志朗編『南方史料集成』、南方新社、二〇〇六年、再収）

「南聘紀考」 東京大学史料編纂所所蔵島津家本（『島津家文書マイクロフィルム集成』による）

「琉球往復文書及関連史料」(二)、梅木哲夫編 『沖繩研究資料』17、法政大学沖繩文化研究所、二〇〇〇年三月

「列朝制度」卷十四道之島・大島(都城島津家本) 『藩法集』八・鹿児島藩上、創文社、一九六九年

【史料関係文献一覽】

大山麟五郎・松下志朗「有馬丹後純定大嶋附肝付代表代官相勤候覺」『奄美郷土研究会報』九号、一九六七年(有馬丹後純定大嶋附肝付代表代官相勤候覺とは小異あり)

桑波田興「近世初期の奄美大島代官に関する一史料」『中世史研究会報』三〇号、鹿児島中世史研究会、一九七二年(有馬丹後純定大嶋附肝付代表代官相勤候覺とは小異あり)

奄美群島編年史料稿 寛永年間編

寛永元年(一六二四)

是春、徳之島代官平山藏人、徳之島二着ス、

(徳之嶋面繩院家藏前録帳) ○道之島代官記集成

寛永元年甲子春ヨリ同一己丑

○平山藏人殿

寛永三年丙寅春ヨリ同四丁丑

○常圓坊殿

寛永五年戊辰春ヨリ同六年己巳

○平山内匠殿

寛永七年庚午春ヨリ同八年辛未

○山鹿市右衛門殿

(註役系圖在番所沖永良部島代官系圖) ○道之島代官記集成

寛永元年甲子 平山藏人

寛永三年丙寅 常圓坊

寛永五年戊辰 平山内匠

寛永七年庚午 山鹿市右衛門

○常圓坊等ヲ徳之島代官ニ任ズルコト、便宜合叙ス、徳之島面繩院家藏前録帳、寛永十年着任ノ野村五郎左衛門ヲ同九年春着任トセルハ誤リニシテ、同元年ヨリ同九年マデノ徳之島代官ノ補任、ナホ檢ズベキナレドモ、同元年ヨリ同七年マデノ徳之島代官ノ補任、便宜、徳之島面繩院家藏前録帳等ニヨリテ掲グ、

寛永二年(一六二五)

是春、大島奉行是枝仲存坊、大島二着ス、

(大島代官記) ○道之島代官記集成

一、寛永二乙丑春

右同 (大島奉行) 是枝仲存坊殿

一、寛永四丁卯春

右同 野元源左衛門殿

一、寛永六己巳春

右同 関戸左衛門殿

一、寛永八辛未春

右同 山田内藏之助殿

一、寛永十癸酉春

右同 野津安右衛門殿

但、右御代迄、(大島等利間切) 笠利村江御假屋有之、

一、寛永十二乙亥春

右同 (天) 吉岡宮内左衛門殿

但、右御代、(天島名瀬間切) 名瀬大熊村江假屋相直シ候、

〔大島私考〕

○東京大学史料編纂所蔵島津家本

代官權與附附役姓名之事

○寛永二乙丑年、是枝仲存坊、同四丁卯年、野元源左衛門尉、同六己巳年、關渡戸左衛門、同八辛未年、山田龍之助、同十癸酉年、野津安右衛門、同十二乙亥年、吉岡宮内太夫、

〔喜界島代官記〕

○道之島代官記集成

寛永二乙丑 是枝仲存坊殿

同四丁卯 野元源左衛門尉殿

同六己巳 関戸左衛門殿

同八辛未 山口龍之助殿

同十癸酉 野津安右衛門殿

同十二乙亥 吉岡宮内太輔殿

居城、名瀬大、(大熊)

〔金樽一流系圖〕

○奄美大島諸家系譜集

○金樽

(喜界島西目間切西目村)〔金樽〕

○居住同父

(喜界島志戸桶間切)

○勤小野津與人役、

(元和九年閏八月二十五日)

○元和年中、拜戴於喜界島置目御條書、傳寄藏之也、

○為勘定上國矣、御代官是枝忠存坊、

○喜界島志戸桶間切小野津與人金樽、勘定ノタメニ鹿兒島へ上國ス

ルコト、野元源左衛門尉等ヲ大島奉行ニ任ズルコト、及び假屋ヲ大

島笠利間切笠利村ヨリ大島名瀬間切大熊村ニ移スコト、便宜合叙ス、

大島代官記、喜界島代官記及び大島私考、寛永十年着任ノ有馬純定

ヲ同十四年春着任ト記セルハ誤リニシテ、同二年ヨリ同九年マデノ

大島奉行ノ補任、ナホ檢ズベキナレドモ、便宜、大島代官記等ニヨ

リテ掲グ、

寛永三年(一六二六)

十月十一日、薩摩藩、是ヨリ先、琉球国、明使来航ノ刻、大島五島ノ役人、那覇へ参候ノコト及び大島五島ヲ一節ナリトモ琉球ニ加ヘムコトヲ願ヒ申スコトアルニヨリテ、琉球国三司官二、琉球二来航ノ明使ノ大島五島漂着ノ扱ヒ等ニツキ命ズ、

〔續編島津氏世系正統系圖〕

第十八家久第五十八

〔正文在琉球國司〕○朱書

○寛

(琉球国三司官申状)

一、白糸之直成、唐ニ而一斤ニ付ち、ミ銀拾匁充ニ可買取由、先年御條書を以被仰付候間、唐へ渡申候才符・官舎へ堅申付候へ共、唐之商場次第候間、不及力由申候事、

一、白糸直成之事、唐ニ而一斤拾匁充ニ可買取由、雖被仰越候、唐之商

場違候由、細々承置候事、

一、大嶋五嶋之儀、先年以條書申上候事、唐之為寛、又者、勅使渡

海之刻者、依風波五嶋之内へ着津候刻者、飯米・野菜・薪、種々肴

等〔朱書〕「次」為可致馳走、又前々者、那覇へ御来着之時者、五嶋之役

人なはへ参候而、其役儀相勤申儀御座候つる、唐使為被存儀候間、

一節成とも琉球へ被召加候而、可被下由申上候、雖然、右之様子於

不罷成者、唐勅使渡来之時者、右如申上候、それ、の用意相違候

様ニ五嶋之役人中へ堅被仰付候而可被下候哉、何共唐為通融如此申

上候間、被成御校量候て可被下候事、

一、大嶋五嶋之儀、唐之使舟其地へ来着之時、風により五嶋之内へ着津

之時、為自由一節成共其方へ御付候へと御申候、其段上方へ得御意候

処、此儀無御納得之由、被仰出候間、不及是非候、若唐船可参時分

者、飯米・野菜・薪・肴等、馳走可申様ニ可申付事、

一、從琉球仕上候物数、御用物召上候而、殘分者假屋之蔵本にて賣立、

銀子ニ而上納申度候事、

一、從其許仕上せ之物數、御用物之外者、其方かつて次第申付候事、

一、毎年忝勿出銀之由、雖蒙仰候、唐之勅使可被申請之用意ニ銀子過分ニ入申候、又者、唐遣銀無之候條、勅使可被成渡問者、可被成御用捨様ニ、御佗申上度事、

一、毎年其地出銀高老石ニ付忝勿充被 仰付候、右之分唐之使渡海迄者御佗之由候へ共、是も無御納得候、委細之儀者、口状ニ申達候事、

一、右御佗從於稜御申ニ付、去年忝勿出銀之内五分之儀者、為御合力御指置候、右之段、去年拾月、其地之使者佐鋪歸國之時、被 仰遣候事、

○寛永二年ノ老勿出銀半分御免ノコト、舊記雜録後編卷七十七所引寛永二年十月一日島津久元外ニ名連署覺書ニ見ユ、

以上

寛永三年丙寅拾月十一日

喜入撰津守 (花押影)

嶋津下野守 (花押影)

「在拾字之通」○朱書
三司官中 ○毛歸仁・向鶴齡・金應照

寛永八年 (一六三一)

九月二十三日、薩摩藩、喜界島荒木間切手久津久與人女房ヲ喜界島大あむ役ニ任ズ、

〔喜界文書〕

○九州国立博物館所藏

鬼界嶋大あむ役之儀當分持候人者、代々筋目にて無之由、今度被聞召返、本筋目之者を相糺役可持せよし、被仰出候、左候へ者、荒木間切てく津(喜界島)く用人女房本筋目之故、琉球 王位様御朱印并かはら之寶珠有之、頂戴仕差出し候ニ付、此度てく津く女房へ大あむ役被仰付候、此等之旨、鬼界嶋中男女可承届者也、

寛永八年辛未九月廿三日取上土佐守 (花押)

鬼界嶋 役人中

〔勝家系図抄〕

○勝山家本

○勘樽金

(鬼界島荒木間切)

為荒木目指、慶長十四年、琉球國及諸嶋屬於日本薩摩州、是時、為與人、慶長十八年九月廿四日、公命家老三原重種、伊勢貞昌而、賜年米十石也、寛永八年、公命家老最上土佐守而、以妻惠久樽令為大婆務、其簿書作卷而藏之、

閏十月三日、薩摩藩、琉球國三司官ニ、明年明冠船琉球着津セバ道之島続キノ狼烟ヲ以チテ知ラセ、談合スベキコト等ヲ命ズ、

〔續編島津氏世系正統系圖〕

第十八代家久 第六十六

〔正文在琉球國司文庫〕

○朱書

○覺

一、唐へ年中に、御物銀子千貫目も、可被相渡談合肝要候、春秋冬三度、船可被相渡事、付毎年可為如此事、

一、御物銀子唐へ可持渡那覇之才符(符)、御扶持人ニ可被召成事、

一、本琉球、從先規相定儀、不入事者、此度、可被相改事、

一、琉球談合衆之内、心持二様ニ御座候由、其聞得候、心持惡衆者、鹿兒嶋へ被指上候へ、於此地可致穿鑿事、

一、來年唐之冠船着津候者、道之嶋つ、き狼烟之火立談合之事、

已上

寛永八年辛未閏十月三日

川上左近將監

久國 (花押影)

喜入撰津守

忠政 (花押影)

嶋津下野守

久元 (花押影)

三司官○向鶴齡・毛盛良・馬良繼、本書ハ、新納忠清及ビ取上義時ニ付サレタルナラン、

寛永九年 (一六三二)

是歳、薩摩藩、新納忠清及ビ最上義時ヲシテ琉球国ト、明年ノ明使ノ琉球来航ニアタリ、大島ヲ一節琉球国ニ付センコトニツキテ談合セシム、

〔舊記雜録〕後編 卷八十四

寛永八年ならん覺

○中略

一、琉球江向後銀子可被相渡由、委承届候、當春、川又左衛門殿(麥刈)・菱半右衛門殿を以、三司官(新納忠清)ヘ右之談合申遣候、其後新加賀守殿(取上義時)・取土佐守殿(銀)ニ而、尚々細ニ申遣候、前々者王位之舟ニ如差荷、御物銀被遣候、

舟之取仕立、唐ニテ之礼良、加子賃・飯米并爰許江糸積登せ候入目等

さて、此中ハ琉球方之失墜ニ而候間、歳今已後者、從此方も算用を以

可被遣之由、申渡候、又大嶋を茂一節本琉球江御付候而、唐口之商買

くつろき候様ニ御頼あるへきとの談合候事、

○下略、薩摩日田賦雜○朱引、返点及、 微所引覺、異事ナシ、

〔續編島津氏世系正統系圖〕十八代家久 第六十五

○寛永八年辛未、家久爲求吾所無之物於大明國、以百貫目餘銀、渡琉球

國、使川上又左衛門忠通爲奉行、忠通至彼辨其事甚便利、而盡已奉公、

至後世亦爲國家、家久聞之感賞其功、而賜百斛之祿田、球國在番之奉

行、始于此時、委見于左書矣、

○島津家久、川上又左衛門ニ奉行ノ賞シテ知行百斛ヲ加増スルコトニ係ル(寛永八年) 五月九日伊勢貞昌書狀(島津久元・川上久國宛)、略ス、

〔續編島津氏世系正統系圖〕十八代家久 第六十六

○同年 十月二十八日、家久贈書於中山王、是明春、大明國王、將渡勅

使於球國、賜王冠於國司、家久聞之、則以有要用、故使新納加賀守忠

清・取上土佐義時、渡楫彼国矣、○朱引、返点及、 〔島津家久、新納忠清及ビ最上義時ヲ琉球ニ送ルコトニ係ル(寛永八年) 十月二十八日島津家久書狀(中山王宛)、略ス、

六月二日、薩摩藩、川上忠通ニ、徳之島あやしられ・沖永良部島こへき

ひり及ビ城之大屋子ヨリ借銀ヲ成スコトヲ命ズ、

〔舊記雜録〕後編 卷八十四

寛永九年 (一六三二)

一、新納加州老・取上土州老を以、唐江銀子過分ニ可被相渡儀申候處、

三司官談合を以、如其可致才覺由、御返事被為申候、先以肝要ニ存候

事、

一、冠船ニ商賣之時、商人手前々運上者、銀子二分運上たるへき事、

一、七嶋衆、唐江商賣之仕様、一圓ニ無沙汰不審深重候事、

一、御國之歴々、町人并七島衆、内證を以銚銀、堅可被為停止由、三司

官江可被仰渡候事、

一、生鹿式十、其許江下可申事、但八月下可申事、

一、七島中銀子持衆江可被成御借銀候御談合ニ而候、右之衆、其地江罷

居候者、堅可被仰付候、書物別紙ニ候事、但御借銀方於難涉申者、已

来本琉球江被遣間敷事、

一、徳之嶋あやしられ・永良部こへきひり・城之大屋子江可被成御借銀

由候、和平も少可被相付候、今度市来和泉守殿ニ而申下候、其許より

も被仰通、可被為請取事、

一、上船改之儀、被入念候様ニ、三司官江可仰渡事、

一、琉球之歴々并町人、冠船之可致買物時、爰許之衆なミの運上、王位

江可被差上事、

江可被差上事、

江可被差上事、

江可被差上事、

以上

寛永九年

川上左近將監(久國)

六月二日

喜入撰津守(忠續)

川上又左衛門殿

八月二十七日、新納忠清及び最上義時、琉球国三司官ニ、明国へ進貢ニツキテノ侘条ヲ伝フベキコトヲ命ジ、アハセテ進貢船三艘ニナレバ道之島ノ者ヲ水手ニ用フベキコトヲ許ス、

〔續編島津氏世系正統系圖〕十八代家久 第六十八

〔正文在琉球國司〕○朱書

○ 覚

一、御借銀七千貫目余御座候、琉球口よりハ唐之才覚ならてハ、御返弁不罷成ニ相究候条、其御分別毛頭御油断被成ましき由、堅申達候通申上候事、

一、其元へ當夏冠船着岸候ハ、勅使へ何とそ被成才覚、唐へ船数参候而、御借銀御返弁候様ニ、随分可被入御精之由、各被為申上候事、付(正講大)勅使送王舅ニ國頭親方、大夫喜友石親方被指渡、唐にても御侘あるへ(名)き由候事、御侘条之事、左ニ書記、

一、三年ニ一度之進貢之事

一、毎年年頭之御禮之事

一、馬硫磺相重之事

一、毎年 御誕生御祝言可被申せ之事

一、屋こ貝之から毎年積渡進上之事

一、進貢船、前代ハ三年ニ一度ツ、ニ而、或馬十五疋、或拾疋、八疋充、いわう式万斤之内外参候処、前(志)那唐へ被渡候而御侘被申、馬四(慶長十四年)疋、硫磺一万斤ツ、ニ罷成、御弓箭以後十ヶ年御免にて不通候、其後

色々唐へ御理被仰分候へ者、五年ニ一度ツ、ニ相定候敷、右五ヶ条之内御侘立候へハ、船余多差渡儀、口能有間敷候間、銀子過分ニ相渡、御為ニ可罷成との各々被仰由申上候、進貢之儀ハ前代より定たる儀候条、琉球方之失墜(本ノマ)たるへき由候、四ヶ条之儀相調候ハ、船数可参候、取仕立ハ鹿兒嶋よりノ御失墜たるへき由申談候、進貢三年ニ一度ツ、可渡御侘立候へハ、一年ニ船一艘充可渡事、其故ハ、今年渡唐申候使者、北京迄被参候故年越にて候、乗船ハ其年帰帆、次之年迎ニ参候、於其後ハ一年ニ一度ツ、之賦にて候事、

一、勅使當秋帰唐候刻、船一艘ハ王舅之乗船、又一艘ハ武官之衆百人程冠船ニ乗、其元へ被参之由候、船せき候ハん間、馳走ニ此衆のせ候而渡唐候様ニと談合申候、左候へハ、二艘ニ銀子六百貫め程之代糸可乗由被仰候、乍去、七百五十貫目程可被渡之由、堅申究候、就夫、唐にて船を大ニ作替、糸買調帰朝候様ニと、御談合申候、若當秋船二艘ハ送ニ入ましき由、勅使被仰候ハ、一艘ハ来春、勅使之船無事ニ帰帆候哉と為可被聞せ、可被遣由、申談候事、

一、當夏冠船若無着津候ハ、池城去年四月大明之(毛時難)帝王、春宮御定候祝言トノ渡唐、此迎トノ一艘可被遣由候、若池城當年帰朝申候ハ、冠船之迎ニ(又吉)またよし去々年被指渡候、此迎ニ一艘可被遣由候、又勅使當年無着岸候ハ、来春ハ様子為可承、船隻艘可被渡由候事、

一、王舅勅使ニ被相付、當秋渡唐候ハ、来年之秋迎として一艘可被遣由候、左候而、此船唐にて才覚候而船大ニ作替、糸過分ニ乗候様ニ可有校量之旨、相談申候、船作入目之銀ハ、以御物可被調之由申候事、一、銀子八拾貫目程ハ、其許王位様御物、毎年唐へ被遣度之由、各被為申上候通、具ニ申上候事、

一、数年鹿兒嶋にて糸かけやう計目おもく候て、糸之へり 王位様御物糸にて被成弁候、其上此中渡唐船取仕立遣物、從其元之御失墜にて候、

付才符^{〔附〕}・官舎之手前よりも糸之かけへり弁ニ付、身上迷惑ニ罷成候通、承及たる様子、細々披露申候事、

一、渡唐船二艘ハ、水手等其元ニテ可相調候、若三艘ニも罷成候ハ、道之嶋之者を水手ニ可被仰付之由、被成御申候、是又具申達候事、

以上、
〔寛永九年〕○朱書
壬申

八月廿七日

〔在日付之下〕○朱書〔義時〕
取上土佐守

新納加賀守

〔高朝貞〕
金武王子様

〔向朝致〕
國頭親方様

〔馬良繼〕
勝連親方様

十月、薩摩藩、有馬純定ヲ翌年ヨリノ大島代官ニ、野村五郎左衛門ヲ翌年ヨリノ徳之島代官ニ任ズ、

〔有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覺〕

寛永九年申十月、御老中嶋津下野守殿、喜入撰津守殿、川上因幡守殿、

山田民部少輔殿、国分衆中有馬御用之由被仰渡、則鹿兒嶋江參上申候、

因幡守殿ヨリ被仰渡候者、大嶋之儀、十年以前御竿有之候時分、道之嶋

惣竿奉行ニ而因幡守殿御渡海之時分、大嶋鬼界之竿奉行、鮫嶋孝左衛門

殿ニ而候處、^{〔丹後〕}儀茂附衆之内ニ而、彼地之勝手茂能ク為存儀ニ候、

○有馬純定、大島鬼界島竿奉行鮫嶋宗昌附
役タルコト、元和七年この年ノ条ニ見ユ、琉球国御手ニ入、大屋差引ニ而年貢被仰付

候得共、不埒耳有之ニ付、鹿兒嶋ヨリ代官被遣、三年ツ、被相詰候得共、

田地并取納方之儀無功人計參候故、始末大形ニ候、依之、御老中御相談

之上、徳之嶋へハ出水衆中野村五郎左衛門、大嶋へハ國分衆中有馬丹後

代官役被仰付候、御為宜筋ニ可相勤由被仰渡候、丹後々色々辞退申上候

得共、因幡守殿御目利ニ而為被仰合儀ニ候へハ、領掌仕候様ニと被仰付候故、御請申上候、付衆三人ハ丹後心次第ニと被仰渡候ニ付、國分衆稅

所惣左衛門・石塚七左衛門・上野九右衛門ヲ申上、^{○下略、御老中御相談及ヒ桑波田論文掲載載文ニヨリ補ヒ、并セテ有馬丹後純定大嶋御奉公相勤之覺ニヨリ校補ス}

〔有馬家系圖〕

純定 清之丞、後ニ丹後守、元龜三壬申年五月二日誕生、母ハ、

寛永廿一甲申年七月廿三日卒、歳七十三、法名号雲月真龍居士、

寺隅州國分龍昌寺、^{○中}

大嶋・鬼界兩嶋宰ト成四ヶ年留滞ス、詰重隅州國分居住ス、

〔南聘紀考〕^{○東京大学史料編纂所蔵島津家本}

九年、「壬申」、^{○中}先是、琉球賓服取道所歴五島為府直隸、然而、仍舊

使大役、^{所置、那覇}尚掌貢稅、因循承弊、欠逋歲繁、故遣府士以衆隸三年交

替、莅督責之、不亦能以催檢農事、令徵填焉、於是、十月、国相久国有

所建白、乃遣国分士有馬丹後守純定為代官於大島、出水士某為代官於徳

島、皆練達吏務、特精農業故也、

〔租稅問答〕^{○近世地方経済史料第二卷}

第五十八 大島等租法

○中^{寛永}九年十月、國老久國建言して有馬丹後守を大島に代官たらしむ、徳

之島は出水士^{名前某なり}、是より先、皆家柄の士を撰ぶ、吏事に馴れざ

るを以て通關頗多、此両士は吏務練達故に此撰あるなり、

〔大島代官記〕^{○道之島代官記集成}

一、寛永十四丁丑春

右同 有馬丹後殿

但、鮫島孝左衛門殿御附役ニテ是迄二度下島、

〔喜界島代官記〕^{○道之島代官記集成}

同十四丁丑 有馬丹後殿

〔大島私考〕

○東京大学史料編纂所蔵島津家本

代官權與附附役姓名之事

〔寛永〕
○中略 同十四丁丑年、有馬丹後、初鮫島幸右衛門と言、再下嶋、是より以上、附役姓名詳ならず。

〔徳之嶋面縄院家蔵前録帳〕
○道之島代官記集成

寛永九年壬申春ヨリ同十癸酉

○野村五郎左衛門殿

〔詰役系圖在番所沖永良部島代官系圖〕
○道之島代官記集成

寛永九年壬午

野村五郎左衛門

○大島代官記等ノ記セル大島代官有馬純定ノ任期及ビ徳之嶋面縄院家蔵前録帳等ノ記セル徳之島代官野村五郎左衛門ノ任期、誤レリ、

寛永十年（一六三三）

二月十七日、大島代官有馬純定、鹿兒島ヨリ大島ニ向ヒ、三月七日、大島名瀬湊ニ着シテ名瀬間切大熊村代官假屋ニ入ル、同八日、島中間切与人二村ノ頭百姓ヲ召シ列ネ假屋ニ罷リ出ズベキヲ申シ渡ス、尋デ、与人及ビ頭百姓ニ、上納米、尺莖及ビ市比ノ種子ノコトヲ申シ渡ス、〔有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覺〕

寛永十年酉二月十七日、鹿兒嶋へ参上仕、於御城御条目受取、二月廿二日、加治木町船頭林太兵衛、十三端帆船神丸ニ而、夜明時分ニ出船候而、山川へ七ツ時分ニ着、三月朔日、山川出船候而、口之永良部嶋へ夜入時分ニ着、同六日、夜明時分ニ出船、七日之七ツ時分ニ大嶋奈瀬之湊ニ着、なせ間切之内、大工丸村へ假屋有之罷居候、八日ニ使ヲ以テ候八日ニ使ヲ（天熊）丹後純定大嶋御奉公相勤之覺、申候同嶋中七間桑波田論文掲載釈文ヲ以テ補フ、切之与人三月八日ニ廻文ヲ以テ申渡候ハニ作ル、嶋中七間桑波田論文掲載釈文ヲ以テ補フ、切之与人十七人、村之頭百姓五七人ツ、召列、罷出候様ニト申渡候ニ付、三日中假屋本江いづれ茂相揃申候、丹後ヨリ申渡候ハ、大嶋ヨリ大和江上納米、殊之外虫付ニ而、公儀之御為不宜候、嶋中之百姓共古米ヲ致上納、新

米ハ百姓任用ニ仕候半、向後左様ニ無之様ニ可仕旨申付候得ハ、百姓中ヨリ申候ハ、大嶋之百姓米有分被下儀無之、田芋・はんす芋・椎之実之類ニ而相續申候、虫付ニ罷成儀ハ、五月之末六月中ニ上納米摺拵仕候ヲ、翌夏迄ニ仕上せ被仰付候、炎天之時分拵置申米ニ而候得ハ、虫付ニ罷成儀ハ、百姓共之仕業ニ而無之由申候、依之丹後ヨリ申候ハ、於其儀ハ粉ヲ以半納摺之算用ニ可致上納由申渡候得共、百姓納得不申候様子ハ、粉一石米ニ拵候得ハ五斗四五升茂有之由ニ而納得不申ト見及候得共、押而申付候、与人中ヨリ申候ハ、船一艘積分粉取納ニ而ハ、摺拵急ニ相調間敷候、左様候ハ、風後ニ可罷成ト申候得共五拾石ツ、村々石ツ、村々奉公相勤之覺ニヨリテ補フ、ヨリ積合ニ仕候ハ、可相調由与人中へも申納得仕候を、粉取納ニ○へも申納得仕候を粉取納ニノ十二字、有馬申付、米拵候時分、摺重ニ有之候、過米之分ハ百姓中江段々返シ付○之分ハ百姓中江段々返シ付ノ十二字、有馬テ補候、依之百姓中も悦喜仕候、勿論仕上せ船ハ村々ヨリ積合せ○積合せノ三字、有馬尺莖之儀、上納莖一束ニハ、上中下三段ニ差有之候、上位ヲ上納○上納ノ二計上納○計上納ノ三字、有馬後純定大嶋御奉公相勤之覺ニヨリテ補フ、仕可然由申渡候、百姓中ヨリ申候ハ、上納莖之儀上々位ニ候へハ、船中ニ而端ニ候へハ船中ニ而端ノ八字、有馬丹後二候ニ付、尺莖ニサシ無之候事、芭蕉繩ニテ突貫封印ニ而積入申せと申付其通ニ仕候○候返申候依之尺莖十枚拵ノ十一字、有馬定大嶋御奉公相勤之覺ニヨリテ補フ、ニ付、尺莖ニサシ無之候事、市比之種子、在所ヨリ過分ニ持渡り、百姓中へ少ツ、引出物ニ配分申付候様子ハ、尺莖調候ニはせを之たてニ而弱く候、市比ヲ作習候ハハ、公私共ニ勝手能有之と考、如此ニ配分申付候、依之、嶋中始而市比を作習、公私之重宝ニ罷成候事、○二持渡り以下、大山・松下論文及ビ桑波田論文掲載釈文ヲ以テ補フ。

是歳、大島代官有馬純定、大島ヲ廻島ス、秋ニ至リテ、大島古見間切戸口村ノ谷頭ノ竹原ヲ仕明ケセシム、尋デ、大島名瀬間切浦上村、知名瀬村外五箇所、並ビニ住用間切ニ於テ仕明セシム、鬼界島ヲ廻リテ、西目間切伊実久村ノ井ヲ掘リテ荒地ヲ仕明ケセシム、マタ、榎蠟ヲ大島中用夫役トシテ課ス、

〔有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覺〕

一、始而嶋廻リ仕候時分、こみ間切之内戸口村へ参候時、谷頭ニ平地之□竹原有之、谷水潤沢ニ見得候、田地ニ相開候ハハ、熟田ニ可成候間、可相開由申付候へハ、与人并百姓中ノ申候ハ、此所ハ昔々神之御遊ひ所ニ而候故、人之手さしも不罷成候、其上はふ多御座候由申候ニ付、先其通ニ而召置候、其以後、仮屋へ薪ヲ一日ニ四束ツツ嶋中ノ入付申候ヲ、夫手間ヲ相尋候へハ、薪式束夫老人ニ而相納賦之由候、就夫、薪之焼樣省略可申由、内之者へ申付、焼餘リ之木ヲ格護仕置、こみ間切ノ之薪ハ入間敷候、重而右之薪取夫他用波田論文掲載積文ヲ以テ補フ、事ニ可召仕由、與人方江申付置候、但、こみ間切ヨリ入來答之薪、省略之、焼餘リニ而相答候。其秋中、こみ間切之與人江申渡候ハ、近日、戸口村江可差越候、此中申渡置候、薪取夫、先ツ十人戸口村谷頭江揃置候様ニと、日限相究申付候而、右之駄竹原ヲ田地ニ相開可申候間、切開キ打起候様ニと、被申付候得共、大形成返事ニ而取付不申候、丹後被申候ハ、昔ヨリ申傳タル事ヲ致信仰取付不申○コノ次ニ、大山・松下論文儀□□も私之儀ニ而無之候、神木ヲ切□□ノ文アリ、斧初ヲ為ル仕人ニ當ルと云事候、此方ヨリ可致伐、初トテ下人共江切初為致候得ハ、乍其上百姓共難渋不申、何速茂取付、一谷結構之熟田ニ罷成候、翌年之出来初能御坐候由申出候、其時、丹後、コミ間切之老若男女之數ヲ考、ミキ三寸為作、右之仕明場江持出、コミ間切男女一人茂不殘罷出、三寸沢山ニ吞候而遊ひ候様ニと被申付候ニ付、百姓共別而悦ひ申候、三寸作り候殘米ハ、右田方打開候百姓勤日數ニ割付、致配分候得ハ、最前神之遊ひ所トテ恐候心引替、難有仕合と申候、二年

目ニハ三ヶ一上納、三年目ニ竿入定代ニ申付候、其後、仕明方々ヨリ申出、(名瀬)ナゼ間切之内浦上村、同所ちなせ、(知名瀬)其外五ヶ所、井手関調仕明申候、コミ間切、住用間切之内、榎ヲ掛仕明被申付候事、

鬼界嶋西目間切イシヤニク村と申所、村之後岡之涯江古荒地有之候、所之者江相尋候得ハ、古ハ岡之涯ヨリ用水出候而田ニ作り申候、近年、水不申故、荒地ニ罷成候通申候、水之出口之跡ヲ得と見申候ニ、岡ノ中ニハ水可有之候得共、抜ケ穴出来別方江洩出候事と見及、依之、西目間切夫力ヲ以、一日ニ卅人程ニテ被堀セ候得共、水氣無之、所之者茂附衆茂徒ニ夫力ヲ費由申候得共、昔出タル水ナレハ、水氣無之儀ハ有間敷と存、切角被堀セ候得ハ、四日目ノ九ツ時ニ水堀出シ、殊ノ外水勢強ク、暫時之間ニ右荒地之分ヲ水行廻リ、如昔熟田ニ相開ケ候事、

内之者ヨリ水夫江箸木ヲ切來レと申付候得ハ、大榎ノ木ノ身ヲ切拔持参申候ヲ、丹後見申候而、山中江榎ノ木多候敷と与人江被相尋候得ハ、過分ニ有之由申候、依之、嶋中江申渡候ハ、山榎ノ實少々ツ、男ニ掛上納可有之旨申付取納有之、蠟垂申者江被申付候得ハ、垂蠟百五斤有之候、翌年又々嶋中用夫ニ掛○掛ノ次ニ、大山・松下論文及ビ桑波田論文掲載積文、去年多ク一申付候へハ垂蠟五百斤有之候其翌年嶋中用夫ニかけノ一文アリ、一人ニ榎實一升ツ、上納被申付候得ハ、垂蠟三千斤程有之候、此儀、箸木之沙汰ヨリ丹後心ヲ付、此中無上納垂蠟公儀御得分成候事、

〔南聘紀考〕○東京大学史料編纂所蔵島津家本

十年癸酉、(寛永)略二月、純定之任、同邑士人税所宗左衛門篤清・石塚七左衛門胤宣・上野九右衛門景房等、以附衆従、三月、發船、抵大島名瀬港、乃代義岡宮内少輔久嘉、上大熊解、領本島及鬼界事、頗革弊政、會計無愆、島民亦服、至請復留六年云、

寛永十一年（一六三四）

八月四日、徳川家光、島津家久二、薩摩、大隈両国并セテ日向国諸縣郡六十万五千石余及七琉球国十二万三千七百石ノ領知ヲ許ス、

〔續編島津氏世系正統系圖〕十八代家久 第七十四

○寛永十一年甲戌閏七月二日、酒井忠勝・土井利勝報家久日、因球王繼（尚豊）

統可奉拜大樹旨、家久預雖命球王、渠酷病心身不快、故子息佐敷王子・（尚朝眞）

舍弟金武按司及玉城来著、在近達 高聰、則有於京師可被受拜禮之

鈞命、而至同月九日、琉使可奉拜謁 台顏旨、忠勝・利勝奉 台命、

又所傳達也矣、○朱引弒、返点及七送、 仮名等略ス、以下同シ、

○琉球国使將軍拜謁二係ル（寛永十一年）閏七月二日土井利勝・酒井忠勝連署奉書（島津家久宛）及七（寛永十一年）閏七月四日酒井忠勝・土井利勝連署奉書（島津家久宛、略ス、

○同年同月十六日、大樹家光公以薩隅并日州諸縣郡及琉球國宜全領知之 御判物日付八月四 所書置、先 賜家久矣、

○同年同月十七日、安藤石京進重長・内藤伊賀守忠重・永井信濃守尚政

贈連署之奉書此書昨所 認置乎、於家久日、就今般 御判物頂戴、領内鄉村之高細

記以可獻、因家久命久元・貞昌、而是日、達在國之家老、備于書矣、（伊勢）

○領内鄉村高注進二係ル（寛永十一年）閏七月十六日永井尚政・内藤忠重・安藤重長連署奉書（島津家久宛）及七（寛永十一年）閏七月十八日島津久元・伊勢貞昌連署書狀（島津久慶、川上久國宛等、略ス、

〔正文在文庫〕○朱書

○薩摩、大隈兩國并日向國諸縣郡都合六拾万五千石余、目錄在 別紙此外琉球

國拾貳万三千七百石事、全可有領知之状、如件、

寛永十一年八月四日

〔在日付之下〕○朱書 薩摩 家光（花押影）

〔在日之字通〕○朱書 中納言殿

〔中山世譜附卷〕卷之一

尚豊王

略○中

〔崇禎〕（日本寛永十一年）七年甲戌、為謝禮待 勅使者、原出 太守公之恩事、遣尚文公佐敷王子

朝益、春到薩州、

此時、太守公扈從 將軍在二条城、即赴京都、見朝 將軍家康公、並（光）

中納言家久公、禮式全竣、其冬回國、

本年、為年頭使事、遣尚氏金武王子朝眞、二月到薩州、隨尚文公上京、

十二月回國、兼任、 大傳、

〔南聘紀考〕○東京大学史料編纂所蔵島津家本（寛永十一年）朱書 ○中 閏七月十六日、

大猷廟賜 公親翰、使以領薩隅及日諸縣總計陸拾萬伍仟斛零及琉球拾貳

萬參仟柒佰石焉、而書曰、八月四日云、蓋將期其日以授之、然先賜之故、

偶不改爾、謂之御朱印高、凡琉球稅額混合、我藩則首于斯矣、通計柒拾

貳萬捌仟柒佰斛也、

○琉球国高、道之島高ヲ含ミタルコト、十二年是歳ノ条參看、

是歳、薩摩藩入佐郷左衛門ヲ徳之島代官二任ズ、入佐郷左衛門在任中、

徳之島人躰二手札ヲ渡ス、

〔徳之嶋面繩院家藏前録帳〕○道之島代官記集成

寛永十一年甲戌春ヨリ同十二年乙亥

○入佐郷左衛門殿（徳之島東間切）

但、龜津ニ於テ御死去、

一、此御代ヨリ人躰江手札初而渡ル、

〔語役系圖在番所沖永良部島代官系圖〕○道之島代官記集成

寛永十一年甲戌 入佐郷左衛門

右郷左衛門代、人躰手札被仰付候、

郷左衛門、徳之嶋於龜津村死去、

○寛永十年、野村五郎左衛門、徳之島代官ニ任ゼラル、ニヨレバ、入佐郷左衛門ヲ寛永十一年二徳之島代官ニ任ズルコト、ナホ檢ズベキトイヘドモ、便宜、徳之嶋面繩院家藏前録帳等ニヨリテ掲グ、

寛永十二年（一六三五）

八月二十八日 川上忠通、琉球国三司官ニ、島津家久領知目録写ヲ下セラルコトヲ伝ヘ、并セテ薩摩、大隈両国等並ビ二道之島ニ倣ヒたはこ出物上納ノコト等ヲ命ズ、

〔續編島津氏世系正統系圖〕十八代家久 第七十六

〔正文在琉球國司〕○朱書

○寛

（寛永十一年）

一、去年於京都、從 （島津家久） 黃門様公儀へ琉球高之儀被仰上、御朱印被成

御頂戴候、書写、今度差下候事、

一、琉球國惣高拾貳万三千七百石ニ相窮ニ付、目錄指下候事、

略○中

一、琉球者遠嶋にて海津之渡渉不自由、殊更諸嶋も偏小候間、可為三匁出銀候、此節者例ニ替心持可入儀候条、急度可有皆済様ニ可被仰付事、付當國者、去々年御檢地被仰付、高一石ニ納米三斗二升ニ相定候、琉球者、先年之檢地もいかにも緩与被仰付候故、當時之納米も爰許よりハ餘分有之由候事、

一、毎年琉球出物者、次年之八月限ニ可為皆済候、拾月移候ハ、如此方出銀利足可被相付事、

一、當年之糸船帰朝延引無心元候、去春、（尚朝貞） 金武王子ニ細々如申談、一年中ニ御物銀子千貫目充、唐へ可被相渡ニ定候、然時者、琉球衆之御奉公者、唐口之商賣之外、別ニ無御座候条、弥被入御精へく候、當國之諸士者、或在京、在江戸、或御使、所之御奉公、不嫌夜白、致辛勞候

儀不一事候事、

一、軍役方者、馬鞍、具足、鎗、長刀、鉄炮并玉薬、弓矢、ゑひら、うつほ、のほり、刀、乗船或高相應ニ人数を拘置、出陳之用意等之入目、或公界を相勤候衆之雜作、琉球ニ相替、不大方候へ共、三匁五分出銀相調候事、

一、たはこ出物一人ニ付銀貳分、但位之衆者可為御免許候、其下へ者、可被仰付候、牛馬口錢之代銀壹疋ニ付二分五り、作人之高一石ニ壹分出銀、如右之當國道之嶋ニ到迄、数年納來候處、琉球者無其沙汰候、自今以後、出物同前ニ上納可被仰付候、若月定より於延引者、出物同前ニ可為利付事、付琉球國中男女之人数并牛馬之數相改候而、帳を相調可被差上セ事、

一、唐へ渡楫之船ニ銅を下積ニ仕、唐にてとうたんニ替り、於此元銀ニ成由候而、從大坂銅四千貳百貫目下候間、次第ニ船便毎ニ可差下候間、漸々ニ唐へ被遣、とうたん被召換可被指上（朱書、下同）ニ付、（欠）入糸を乗渡障ニ必不（欠）成様ニ可被仰付候事、

一、自今以後、琉球諸士之出銀方者、鹿兒嶋出銀蔵へ上納候而、御分國中之高奉行へ可有首尾事、

右之条々、我等前より可申入由、老中衆被仰候間、如此候、（目） 田郷左衛門尉、可被申達者也、

寛永十二年八月廿八日

（在日附之下） ○朱書

川上又左衛門尉（花押影）

（八字之通） ○朱書
三司官在

金武王子

〔南聘紀考〕○東京大学史料編纂所藏島津家本

〔寛永〕十二年、「乙亥」略○中此年、二月、前レ此、丈量道島所定租額、未為精覈、

故 公賜王書雖略不載、至是、特示之曰、鬼界島陸仔玖佰參拾貳肆肆斗、

德之島壹萬玖仟斛柒斗、大島壹萬肆佰伍拾五斛五斗、永良部島肆仟伍

拾斛伍斗、與論島仟貳佰柒拾貳石伍斗、以上五島通計參萬貳仟捌佰貳拾

捌斛陸斗、校寛永元年高、則所減壹萬肆佰貳拾玖斛壹斗陸升也、

〔薩隅日田賦雜徴〕○近世地方経濟史料第一卷

寛永十年竿并慶安五年御船手竿

略○中

一、高頭四萬三千貳百五拾七石七斗六升餘

琉球道之島

右、寛永元年より御藏入之故、爲収納内檢高壹石に付初三俵賦之高に相

見得申候由、古帳相見得申候、

寛永十二年、元高百石に付、七石三斗六升五合壹勺宛盛増、

一、高頭九萬八百八拾三石九斗餘

琉球國司領

御朱印高不足に付、如是盛増爲有之由、古帳相見得申候、

〔租税問答〕○近世地方経濟史料第二卷

第五十八 大島等租法

略○中是より前、道之島を丈量する未精覈ならず、同十二年、琉球に書を賜て慶長以來道の島琉球を離る、然五島の額數を定めらる、喜界島は六千九百三

拾二石四斗、德之島は一萬九石七斗、大島は一萬四百五拾五石五斗、永

良部島は四千五百五拾八石五斗、與論島は千二百七拾二石五斗、五島の通

計三萬二千八百二拾八石六斗、前の元和高に比すれば一萬四百二拾九石

一斗六升三合餘減するなり、

○是歲、道之島五島高ヲ定メルコト、便宜合叙ス、

寛永十三年（一六三六）

是春、德之島代官大田丹後、德之島二着ス、

〔德之嶋面繩院家藏前録帳〕○道之島代官記集成

寛永十三年丙子春ヨリ同十四丁丑

○大田丹後殿

〔詰役系圖在番所沖永良部島代官系圖〕○道之島代官記集成

寛永十三年丙子

大田丹後

寛永十四年（一六三六）

是春、大島代官有馬治右衛門、大島二着ス、

〔有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覺〕

嶋中百姓ヨリ丹後江詰越被仰付可被下候、左様候得ハ御公儀方茂百姓中

茂勝手能御座候通為申出由候、依之、於御物座御出合者、百姓之悦同申

役人ハ 公儀之御為ニハ宜有間敷候、然共大嶋御利潤御勘定所江御向被

遊候処ニ、丹後下嶋仕候而ヨリ前々之御得分トハ過分ニ相重ミ候ニ付、

六年詰と被仰渡候得共、老躰ニ而難勤故、翌年御断申上、代役丹後甥有

馬治右衛門江被仰付下嶋候ニ付、丹後ハ四年大嶋江相勉、寛永十四年丑

之内赤木名湊ヨリ鹿兒嶋上町船頭主殿十二端帆ニテ出船、

〔大島代官記〕○道之島代官記集成

一、寛永十六己卯春

御代官 有馬治右衛門殿

中里刑部左衛門殿

木藤九右衛門殿

石塚七左衛門殿前代官有馬純定附衆ニ見ユ、

〔喜界島代官記〕○道之島代官記集成

同十六己卯

有馬治右衛門尉殿
附衆 中里刑部左衛門殿

木藤九右衛門殿
石塚七左衛門殿

右御代マテハ、附衆三人宛ナリ、

○有馬治右衛門、大島代官ニ任ゼラル、コト、有馬丹後純定大嶋附
肝付表代官相勤候覺ニヨリ、寛永十四年春ニ大島ニ着任ノコト、同
年五月二十二日、前代官有馬純定、大島ヲ発スルニヨリ掲グ、

五月二十五日、大島代官有馬純定、鹿兒島ニ歸着ス、

〔有馬丹後純定大嶋附肝付表代官相勤候覺〕

寛永十四年丑〔寛永十四年丑、大山・松下論文及ビ桑波田論文掲載文、寛永十三年子ニ作ル〕 五月廿二日、明六ツ前ニ、
大嶋笠利間切之内赤木名湊ヨリ鹿兒嶋上町船頭主殿十二端帆ニテ出船、
山川江廿四日昼七ツ時ニ入津、廿五日昼時分ニ鹿兒嶋江着船仕、附衆御勘
定廿日斗ニ首尾好相濟、目錄被下候日、於御城丹後并附衆三人御振舞被
下、首尾能国分江帰宅被申候事、

右之段々、親丹後六十二歳ニ而大嶋江渡海申候、〔有馬純定、ハケ代重昌私儀ハ十五歳ニ罷〕

成候末子ニ而御座候處、十四歳ニ而母死去仕候ニ付、別而愛情不淺
候故、召列渡海被申候、依之、拙者覺候儀ヲ子孫ニ申傳度候ニ付、
如斯御座候、以上、

略○下

〔南聘紀考〕○東京大学史料編纂所蔵島津家本

○寛永十三年、丙子、略○中○五月、有馬純定還自大島、六月、〔島津家久公石純〕

定及附衆、造于 府城特賜膳差勞之也、

寛永十五年（一六三八）

是春、徳之島代官野村隼人、徳之島ニ着ス、

〔徳之嶋面繩院家藏前録帳〕○道之島代官記集成
寛永十五年戊寅春ヨリ同十六己卯

○野村隼人殿

〔詰役系圖在番所沖永良部島代官系圖〕○道之島代官記集成
寛永十五年戊寅 野村隼人

是歳、大島笠利間切與人思太良、島津家久逝去ノ御悔ノタメ上國ス、

〔嬉姓喜志統親方系譜〕○奄美大島諸家系譜集
字宿與人

字思太良、略○中

寛永十五年戊寅、大守中納言君御逝去、○二月二十日藥文、爲御悔、代官有馬丹
後守傳命、上國、

寛永十六年（一六三九）

是春、大島代官有川五左衛門、大島ニ着ス、

〔大島代官記〕○道之島代官記集成
一、寛永十八辛巳春

御代官 有川五右衛門殿〔五〕
右附役 上原仲左衛門殿

木佐貫万兵衛殿
平田傳兵衛殿

松崎善左衛門殿
緒方島右衛門殿

但、右御代ヨリ、御附役五人ツ、前八三人ツ、

〔喜界島代官記〕○道之島代
官記集成
同十八マ辛巳

奉行マ 有川五右衛門殿五
附衆 上原仲左衛門殿
木佐貫萬兵衛殿
平田傳兵衛殿

松崎善左衛門殿
緒方志摩右衛門殿

右御代ヨリ、附衆五人宛ナリ、

〔續編島津氏世系正統系圖〕十九代光久
第五

〔正文在文庫〕○朱書

○中略、覚書ノ全文ハ、
七月二十日ノ条ニ取ム、

一、琉球出船之時、國司より上布三丸、はせを布甘端、菓子盆三束、焼
酒貳壺被下候、

一、道嶋へ船懸り仕、逗留之内、嶋々見廻申候、間切々々ニ假屋御座候、
こと、敷大家作ニて候、ケ様之大宿入事有間敷候間、ほそめ可被申
由取納、奉行有川五左衛門殿へ申置候、

略○中
卯 寛永十六年○朱書

七月廿日 伊東二右衛門尉

○有川五左衛門、寛永十六年夏以前二大島代官ノ任ニアルコト、
〔寛永十六年〕卯七月二十日前琉球在番奉行伊東二右衛門尉覚書ニ
ヨリ、是春、大島ニ着スルコト、前代官有馬治右衛門ノ任期及ビ例
ニヨリ掲ケ、

七月二十日、前琉球在番奉行伊東二右衛門尉、鹿兒島へノ帰国ノ途次ニ、
道之島ニ逗留ノコト及ビ大島ノ桑ノコトヲ記ス、

〔續編島津氏世系正統系圖〕十九代光久
第五

〔正文在文庫〕○朱書

一、今度琉球へ為御使罷渡、唐へ參候銀子之儀委申渡候、就其從琉球使
符宗常・
平重陳
者兩人被罷渡、其首尾被申候事、

一、琉球嶋々不殘見廻申候而、繪圖細ニ仕置候、前琉球より參候繪圖ニ
少替申候事、

一、國司へ罷出候時進物、前々々被參候衆之進物、承合相調申候、別紙
高豊王
ニ有、

一、琉球へ參着ニ、國司より米・野菜・薪・味噌・しほ御取合被遣候へ
共、請取不申候、

一、國司我々宿へ御見廻可被成由被仰候、色々斟酌申候へ共、前々被罷
渡候衆へも御出被成候間、是非御出可被成由候、左様ニ候へハ、前々
衆も御振舞被成由候間、同前三振舞申候、五ツめ迄ミかきもの仕候、
其時國司より銀子拾五枚、焼酒壺貳ツ被下候、

一、琉球出船之時、國司より上布三丸、はせを布甘端、菓子盆三束、焼
酒貳壺被下候、

一、道嶋へ船懸り仕、逗留之内、嶋々見廻申候、間切々々ニ假屋御座候、
こと、敷大家作ニて候、ケ様之大宿入事有間敷候間、ほそめ可被申
由取納、奉行有川五左衛門殿へ申置候、

一、大嶋へ廣さ貳三尺之板可有之桑有之由申候間、厚さ三寸ツ、ニとら
せ、船一艘ニ一枚ツ、さし荷ニて御上せ有へき由申置候、付七八端
之船ははしらニなるへき程之桑有之由申候間、能々可被立置由申置候、

略○中
卯 寛永十六年○朱書

七月廿日 伊東二右衛門尉

寛永十七年（一六四〇）

是春、徳之島代官猪俣為右衛門、徳之島二着ス、

〔徳之嶋面繩院家藏前録帳〕○道之島代 官記集成

寛永十七年庚辰春ヨリ同十八辛巳

○猪俣為右衛門殿

〔詰役系圖在番所沖永良部島代官系圖〕○道之島代 官記集成

寛永十七年庚辰

猪俣田右衛門

是歳、飄到南蛮人及ビ中国人ヲ薩摩ニ護送セル琉球国使馮清苗、順風無キニヨリテ大島ニ滞在ス、琉球国、智武則ヲ大島ニ遣シテ、翌年、南蛮人ヲ薩摩ニ送り、尋テ長崎ニ転送セシム、

〔中山世譜附卷〕卷之一

尚豊王

○中 略

十三年庚辰、○中 略

本年、爲護送飄到南蠻人三名、中国人二人事、遣馮氏石川筑殿清苗・與

那嶺、

竊按陶氏家譜、本年、照屋筑殿全賢、爲護送南蠻人事、奉命到薩州云、爾、由是考之、照屋赴薩州時、改名與那嶺也耶、歷代已久、不可得而詳、赴薩州、因無順風、

滞在大島、

再遣智氏舟越筑殿武則、到彼島、同清苗相議、每小舟乙隻裝載南蠻人

一人、翌年二月十五日、到薩州、轉送長崎、本年回國、

寛永十九年（一六四二）

是春、徳之島代官岩切縫殿、徳之島二着ス、

〔徳之嶋面繩院家藏前録帳〕○道之島代 官記集成

寛永十九年壬午春ヨリ同二十癸未迄終

○岩切縫殿殿

〔詰役系圖在番所沖永良部島代官系圖〕○道之島代 官記集成

寛永十九年壬午

岩切縫

寛永二十年（一六四三）

是春、大島代官田中善兵衛、大島二着ス、

〔大島代官記〕○道之島代 官記集成

一、寛永二十癸未春

御代官 田中善兵衛殿

右附役 岡元主計殿國分衆中

篠崎新左衛門殿

中村權右衛門殿

森田慶左衛門殿

谷山角左衛門殿

〔喜界島代官記〕○道之島代 官記集成

同二十癸未

右同 田中善兵衛殿

右同附衆 岡元主計殿

右同 篠崎新右衛門殿

右同 中村權右衛門殿

右同 森田慶左衛門殿

右同 谷山角左衛門殿

〔補記〕石井正敏『肥後守祐昌様琉球御渡海日記』（『南島史学』二八号、一九八六年九月）に、寛永十五・十六年の奄美諸島記事があることを知った。これらの記事は別の機会に補遺として紹介したい。